

会計年度任用職員(まちづくりセンター支援員)募集要項

職名(職種)	会計年度任用職員(まちづくりセンター支援員)
採用予定人数	6人程度
職務内容	まちづくりセンター所長の指示に基づき、次に掲げる職務の補助を担当します (1) 地区住民組織の振興及び住民組織等のネットワーク化支援に関すること (2) 地区住民福祉活動の支援に関すること (3) まちづくりセンター・地区会館の管理に関すること (4) 市民集会施設建設に係る相談及び要望等の収集に関すること (5) 戸籍及び住民記録業務等の事務の取次ぎに関すること (6) 地区に係る要望等の収集に関すること (7) 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整に関すること (8) 地域情報の交流及び市政情報の提供に関すること (9) 市、区及び住民組織との連絡調整に関すること (10) その他、まちづくりセンター所長が必要と認めたこと(まちづくりセンターごとに地域固有の業務があります)
応募資格	地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
選考方法	(1) 一次選考: 応募書類による選考 (2) 二次選考: パソコン実技(Word、Excel 操作による文書や表の作成)及び面接 ※二次選考は、一次選考合格者のみ実施します
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※採用後、1カ月間は条件付採用期間となります ※任用期間満了後、引き続き任用の必要があり、かつ勤務成績が良好な場合は、再度任用することがあります(1年度単位。最長で令和10年3月末まで)
勤務場所	札幌市手稲区内のまちづくりセンター ※勤務地を指定しての申し込みはできません
勤務所属	札幌市手稲区市民部
勤務日・時間	・勤務日: 1週間当たり5日(月曜日～金曜日) ・休日: 土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 ・勤務時間: 1週間当たり30時間(1日6時間勤務、休憩45分) ※勤務時間は、8時45分から15時30分または10時30分から17時15分までを基本としますが、これによらない場合があります ※業務の都合により、時間外勤務を命ずる場合があります
給与	月額154,191円～183,649円(地域手当を含む) ※上記の金額は令和6年8月時点のものです。給与改定等で採用時に変更されることがあります ※経験年数により上記の範囲内で決定します
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇(任用当初から付与、原則10日)、特別休暇(夏季休暇等)、その他各種休暇・休業制度有(取得要件有)
社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用(サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等) ※営利企業への従事等の制限は不適用であり、兼業が可能です
スケジュール	・応募受付期間: 令和6年10月16日(水)～令和6年11月6日(水) ・一次選考結果通知: 令和6年11月中旬 ・二次選考日程: 令和6年12月4日(水)、12月5日(木)(予定) ・合否決定時期: 令和6年12月中旬(予定)

<p>応募方法</p>	<p>・応募方法:令和6年11月6日(水)までに指定の申込書兼履歴書(市販の履歴書不可)を下記まで持参または郵送してください</p> <p>※職歴(特に正規、非正規問わず札幌市職員としての職歴)は漏れなく記載してください</p> <p>※持参の場合は、8時45分から17時15分まで受け付けます(土曜・日曜日、祝日を除く)</p> <p>※郵送の場合は、令和6年11月6日(水)必着となります</p> <p>※提出いただいた書類は選考結果にかかわらず返却いたしませんので、予めご了承ください</p> <p>※可否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください</p> <p>【申込書提出先(募集者)】</p> <p>〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目1-10 手稲区役所3階 手稲区市民部地域振興課まちづくり推進係 宛</p>
<p>個人情報の取扱い</p>	<p>申込書兼履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません</p>

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。